

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和2年度第3回岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会
開催日時	令和2年10月27日(火)10時から11時30分まで
開催場所	岩倉市生涯学習センター研修室1
出席者 (欠席委員・説明者)	野口委員長、河村副委員長、彦田委員、鈴木委員、塚本委員、中村委員、柴田委員、幾田委員、宮田委員 欠席委員：伊藤委員、日比野委員、小川委員、山田委員 説明者：健康福祉部長、長寿介護課長、介護保険グループ長、同担当、長寿福祉グループ長、同担当、株式会社エディケーション
会議の議題	(1) 第8期計画のスケジュールについて (2) 第8期計画の素案について (3) 第8期計画の介護サービス事業量等の推計について
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された資料の名称	・岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュール(資料1) ・第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(素案)(資料2-1) ・第7期計画と第8期計画における基本理念等の比較について(資料2-2) ・岩倉市第8期の介護サービス事業量及び保険料の推計(資料3)
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 あいさつ

委員長：おはようございます。朝早くからありがとうございます。今日は皆さんで協議することですので、率直に意見を言っていただければと思います。よろしく願いいたします。それでは7月10日以来ですので、少し皆さんに思い出していただきながら、まずスケジュールの確認ということで、本来ですと、もうそろそろいろいろなことが確定してくる頃ですが、なかなか国の方からおいてこないものもあるものですから、今日は素案ということでやらせていただいて、12月に本格的な策定という形にもっていきたいと思います。それでは議題1の第8期のスケジュールについてご説明いただけますか。

2 議事

議題（1）第8期計画のスケジュールについて

資料1に基づき事務局より説明

委員長：パブリックコメントは1か月です。それを考えると、この辺りで方針を立てておかなければいけないということと、今日、ご意見を頂いて、その後1か月で少し議論をさせていただいて、もう1回皆さんで議論をするということで、11月30日に4回目を設定させていただいて、その次が12月23日という形とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議題（2）第8期計画の素案について

資料2-1及び資料2-2に基づき事務局より説明

（1～6頁）

委員長：まず、計画の策定についてということでご説明いただきましたが、この辺はよろしいですか。いわゆる鏡文ですので、この計画が3年に1度であり、その連動性を問われている時代になってきていると思うのですが、こういう法定計画であるということです。

（7～9頁）

委員長：この法定計画であるがゆえに厚生労働省が示す方向性というのを一応は踏襲しなくてはいけない。それぞれの自治体の独自の案というのものもあるのですが、基本指針の概要というものが7項目出ています。それをいかに私たちが具体化するかということになると思うのですが、基本指針④の辺りで何か意見はありますか。

委員：2040年に向けて介護人材の確保というのはこれから大事になってくるだろうと思います。

委員長：2025年、2040年を見据えてという話ですが、いわゆる岩倉市の高齢者のピークというのはほぼ2040年ですか。

事務局：資料3で人口の推計をやっています。もう少し精査しなくてはいけない部分はありますが、資料3の2頁の図表1を見ていただくと、高齢化率はしばらく落ち着いていくのですが、令和22年（2040年）に向けて高くなっていくという状況があります。ご存じのとおり、2025年というのは団塊世代の方が後期高齢者になっていく年ですし、2040年と

というのは団塊ジュニアが現役をリタイアして高齢者になっていくという時期です。岩倉市の高齢化率が上昇するところを見ていただきたいのと、後ほど説明させていただきますが、いわゆる長寿化が進む。90歳以上がどんどん増えていくということは一つのポイントになっていくということを見ていただくと、第8期の計画づくりの流れというものが見えてくるのかなと思います。

委員長：岩倉市の場合はピークが2040年以降にも伸びるということですか。

事務局：この後の推計が手元にないのですが、おそらくこれがピークだと思います。

委員長：ここがほぼピークということですね。施設整備、サービス整備等について言うと、ピークがゆるやかにずっとそのままいくのか、そこから下がっていくピークなのか。岩倉市は人口自体は大きく変化していないので、そのままずっとピークを維持しながら上昇し続けていく地域なのか、そうではなくてカーブをきっていくのか。

事務局：ちょっと補足しますと、資料3の2頁を見ていただくとわかるのですが、しばらく高齢化率は横ばいで行くわけです。そのことと、その先のことの両方を考えながらつくっていかなくてはいけないということです。

委員長：ここまでのご説明についてよろしいですか。基本指針③の介護予防・健康づくりと、先ほど長寿化というお話がありましたから、ある程度健康維持をしながら長寿になっていくという時代に入っていくということで、なるべく重度の要介護にならないような施策をつくっていかねばならないということがここで示していることです。私は基本指針④が唐突に出てきた感じがします。自治体はどうしたらいいのかちょっと読めない。有料老人ホームの管轄が自治体にあるわけではないので、サポートをどうするのかと。

委員：さきほどの長寿化という話で、60歳以上を超えた女性の2割が100歳まで生きるという話もある中で、元気な高齢者で70代、80代、そこから先も元気でいてもらうためには、サロンとかじゃないかもしれないなというのは感じていて、そこを今後は考えていかなければいけないのかなと思います。まだ今の段階ではいいとは思いますが、次の計画ではそういったところも見据えて進めていかなくてはいけないのかなと、厚生労働白書を見ていろいろ考えさせられたところです。

委員長：この住宅型有料老人ホームを有効に機能するようにしていくという方向性は必要だと思いますが、今までの経緯からすると、有料老人ホームやサ高住に対しての国の施策が紆余曲折しすぎていて、どちらの方向を向いているのか私にはよくわからないところがあります。それと、介護人材のところの手当てをどうするのかというのは喫緊の課題でもあり、自治体がどこまでそれをやるのか、もっと国の施策として打ち出さなくてはいけないところがあると思いますが、これが示されてきました。

委員：災害とか感染症対策の体制整備と関わるのかなと思いました。例えば何かあった場合の避難所になる。分散避難所になるように市内の事業所と連絡を取り合うとか、連携するとか、実際に何かあった場合の介護応援の人を確保しておくとか。そういうつながりも含めて突然出てきたのかなと思いました。代替施設まではならないかもしれないけれど、そんな関わりかなとも思ったのですがどうでしょうね。

委員：コロナのおかげで出てきたのは間違いない。今後、コロナがどうなっていくのかわからない状況です。保健所も読めません。国もたぶん読めていないです。コロナは指定感

染症と別枠になっている状態で、そこがどうなるのかによって、今後の国の施策も全部変わってしまうと思います。ただ、今回のコロナの関係はいわゆる災害扱いということもありますので、それが出てきたのではないかと考えています。

委員：災害に関連して亡くなる人が多いから、居るところ、助けてもらえるところという意味もあるのかな。

委員：高齢者でも特に元気な人はいいですが元気じゃない人の情報を共有するとか、いざというときに提供できる体制をつくるということが必要なと思っています。

委員長：ありがとうございます。先へ進めていいですか。これからがこの計画の骨子案になります。

(10～12 頁)

委員長：まず、計画の基本的な考え方の 10～12 頁のところで、皆様のご意見を頂きたいのですが、この計画自体は、岩倉市の総合計画の枠組みを踏襲した形で推進していくということなので、大きくはみ出すということにならないということです。総合計画がどのようにつくられるのかによっても少し影響すると思いますが、枠組み自体は大きく変わっていませんし、やること自体はそう大きく変わっているわけではありません。ただ、どのようなスローガンを掲げるかということですが、11 頁の「みんな いきいき 誰もが居場所のある地域共生社会をめざして」というのを今回の 8 期の基本理念としてご提案いただいたのですが、これについていかがでしょうか。

委員：第 5 次総合計画には「地域」がないけれども、こちらに地域を入れたのは意味があるのですか。

事務局：福祉という考えのもとに地域ということが重要になってくるということで、入れさせていただきました。

委員長：「地域共生社会」という一つのキーワードなのか、「共生社会」というのをキーワードとして使うのかという話でもあると思いますよね。国は 2 つ使っていて、使い分けをしているわけではなく、決して脈絡があるわけでもなく、出てくるセクションによって、「共生社会」と言ってみたり、「地域共生社会」と言ってみたりしています。

委員：「地域」だと岩倉市とか狭い範囲、「共生社会」だと地域でも広い。

委員長：地域で共生社会を作っていく、あるいは地域全体を共生社会という枠組みで動かしていく、いろいろな使い方がある。それはここでこういうふうな考え方でやっていきますよという話にはなる。

委員：7 期は「まちづくり」「まちづくり」「まちづくり」。8 期は「居場所づくり」「居場所づくり」「居場所づくり」となっているから、前の「まちづくり」を少し残して入れた方がいいのではないのでしょうか。つながっていて、これからというふうに。

委員長：言葉としては本来、「高齢者がずっといられる居場所があるまちづくり」だと思います。居場所とまちづくりで居場所づくり。どんどん意見を言ってください。総合計画のところで「居場所」という言葉を使っているので、基本理念に「居場所」を使うというのが事務局案です。

委員：「地域共生社会」というのは、福祉、高齢者の関係で、地域というのが入っているとわかりやすい。民生委員の立場として、福祉と地域福祉、共生社会と兼ね併せると、地域共生社会というのはいい言葉かなと思いました。ただ、居場所というのは、特に高齢者の方がどういふところを居場所だと感じているかということ。書き方にもよるかもしれない。「みんな いきいき」が離れていて、下がくっついているので。

委員長：「誰もが」は必要なのかな。「みんな」があるから二重構造になっていないかな。居場所というのは、誰もがという側面よりは、どんな状態になったとしてもその人がいるべき場所を確保できて、そこできちんとみんなから見守られながら、自分自身も納得しながら進んでいくという、居場所というのは対象を包括するのではなくて、状態を包括するのではないかなという気がします。だから認知症になっても、寝たきりになっても、その人が納得するところに住まう、そしてケアを受ける。あるいは先ほどのように避難するときにも悩まず、あそこに行けばちゃんと助けてくれるという状態。だから、これ「誰もが」はなくてもいいと思う。

委員：なんか長すぎますもんね。

委員長：ちょっと考えてください。

委員：「誰もが」より「みんな」の方がわかりやすい感じがします。

委員長：では基本理念のところはそういう形でお願いします。さて、基本理念に基づいて基本目標3つです。1つめの「ずっといられる」というのは継続ですね、そして、2つめが「輝ける居場所」であり、3つめが「介護を必要とする人が笑顔でいられる」。なんだか1と3がだぶっている気がします。1で言いたいことはどういうことでしょうか。人生最期までということですか。

事務局：1で想定していることは、介護が必要でない方、アンケート調査では一般高齢者に当たる人に対して、ずっといられるという意味をこめており、3番については介護が必要になってしまった状態の方のことを想定しています。

委員長：「笑顔でいられる」というのはイメージとしてはわかりますが、むしろ、安心してここにいてもいいよという安心感というのが必要ではないかと思います。「いきいきと」はいいと思います。「いきいきと」そして「安心」。安心して介護を受けることができる。そうすると目標の1のところは、第7期はなんでしたか。

事務局：第7期の基本目標2の「安心して暮らせるまちづくり」を踏襲していくという考え方をしています。

委員長：「ずっといられる」という言葉が引っかかっています。「いきいき」と「安心」、介護が必要になっても安心というのは腑に落ちるのですが…。何かうまい言葉はないでしょうか。

委員：ずっといられると言われるほどいられないだろうなと思う。

委員：基本目標1の内容にある「最期まで自宅にいられる」というのは、一般高齢者のアンケートの答えでしょうか。健康な時は絶対自分の家で死にたいと思うから、この3番はもう介護を受けている人のアンケートの答えだから、そこらへんをちょっと上手に。私もできれば自宅で死にたい気持ちがあるので、その願いが一般の健康な人には入っているのではないのでしょうか。介護が必要になったら、家族のことを思うと施設と考えたりする。

自分が健康であった時に考えるのと、健康でなくなったときに考える気持ちの差ではないかと思います。

委員長：施策の方向からいくと、高齢者が自分のことだけではなくて、周りと一緒にあって支えあいながら、まちづくり、居場所づくりをしていくという要するに主体の問題なんだと思います。さらに、それをもっと健康というところに落とし込んだものが2番目。文言の問題なので、政策自体が間違っていることではなくて、高齢者が地域の中で主体的に自分の人生をつくっていくということを十分確保しましょうと、さらに言うならば能動的に自分自身が動くんですよ。3番目のところでは、それが叶わなくなったときも安心して岩倉市で生きることができるんですよというご提案のイメージとしてはわかります。文言についてはお任せいただけますか。

委員：「助けあい支えあえる居場所づくり」のような。

委員長：そうそう、そういうことです。

委員：月並みな言葉で。

委員：今の生活を継続していける。

委員長：継続を自分も努力するけれども周りの人たちと一緒につくっていきましょうよって。

委員：逆に居場所づくりではなくて、居場所になっているところを続けていきたいと。今いる場所。在宅で自分の家があってこそその継続。

委員：居場所のない人もいるかもしれないので、居場所づくりという言葉はつけてもいいと思う。

委員長：表現をちょっと考えますので、お任せいただけますか。次に施策の方向性です。これは今までとそう変わってないですが、介護予防をもう少し組み込む形でフレイル対策を充実していこうという施策を引き出したというのが重要なことと、いわば超高齢社会という時代に突入することに対して重度化防止ということが今までとは少し違います。いいですか。

委員：7期と8期を比べてみると、8期にフレイル対策のことが新しく入っているということと、7期の一般介護予防事業の取組が入っていないということですね。7期と8期の1番と2番の順番を変えたようですが、これは意図的ですか。

事務局：順番については事務局でも悩みました。基本理念に地域共生社会という言葉を入れるところから、地域共生社会について書くところを最初に持ってきたほうが計画として流れがいいのではないかと考えて、この順番にしました。

委員長：そうすると、目標1のところを少しでも地域共生社会をにおわせるような文言にしておかないと生きてこないということです。一般介護予防事業というのはフレイル対策の中に入れ込んでいくということですね。なくなるわけではないですね。

事務局：なくならないです。

委員長：第8期計画の素案について議論させていただきましたが、若干文言は変更する余地はありますが、とりあえずここまでいいですか。それでは次の議論3に移ります。

議題（３）第８期計画の介護サービス事業量等の推計について

資料３に基づき事務局より説明

委員：地域区分の考え方はどうなっていますか。

事務局：今の段階では考えてない形です。

委員：岩倉市は７から６に上がるのではないかと思うのですが、まだわからないですか。

事務局：その辺も報酬単価にかけ合わせてやらなくてはいけないので、考えなくてはいいないと思います。

委員長：先ほどの議論を振り返りますが、有料老人ホーム、サ高住がどういう整備になってくるかによって、実際問題では介護を必要とする人たちがサ高住なんかに入居されているわけだから、その辺りをなんとなく頭のどこかに入れておかななくてはいいない。それが８期にかかるかどうか別ですが、国がこういうものを整備していくというふうに言ったからには。

委員：整備していくとはしていません。

委員長：そうでしたね。

事務局：市が保険者として何かできるというものではないですが、たぶん国が今回これを出してきたのは、ちゃんとそこを見ているんだよということを計画の中でも位置付けるようにということだと思います。もう一つ、住まいについて今までは自宅と言っていました。アンケートの調査を見てもそこにこだわりが少なくなっているというところもありますので、住まいの選択肢として今後こういうものもあるのだということをしっかり認識しながらということなのかなと思います。ただ、実は計画の指針の中でその数値というか見込みも入れた方がいいというようなことが書いてあるのですが、それが強制するものでもないし、市が逆にそれを誘致してどうこうというものでもないと思います。自然発生的に出てきてしまうものかと思うのですが。

委員：在宅でケアマネが調整しながら使う保険料と、施設に入ってヘルパーをマックスで全額保険料を使い込む場合と、干渉はできないですけど何か考えておきたいなと思っていますけどね。

委員長：年齢構成をみると、80歳以上というのがかなり増えてくる。そうすると、どんなに予防しても、その人たちを介護する子世代のことを考えても老老介護というのは目に見えているわけですね。そうすると、国が言うように重症化なりなんんりの有料老人ホームやサ高住の需要があるのは当然のこと。そうするとそこに生活する人たちを自治体政策としてどう見るか考えないといけないのではないかな。計画の中に数字として入れ込むのは難しいが、そういうことも想定しておかななくてはいいない。このような複雑な計算をしながら保険料が算定されてくるのですが、今岩倉は4,953円ですので、名古屋周辺としてはそう高くないですよ。

事務局：県内でも真ん中あたりの水準です。

委員長：今日は素案のご提案と、これから保険料の推計に入っていきますというインフォメーションなんですけど、いかがでしょうか。

委員：こういう90歳以上が増えてくる時代になると、市民の負担も増えるということになりますね。充実させようと思ったらお金が問題になりますので、保険料の値上げと言っては

おかしいけど、そういうことも検討していかなければいけないなと思います。それによって、介護の充実が図れると思います。財源なしでは何もできませんので。

委員：私は、10年近く家で2人を介護したことを思うと、介護保険料や利用料を払って預かって頂けるのなら安いものだなと思っています。介護の大変さを思えば、多少のパートでも働いて預けたいし、そういう仕事をしている人たちの給料がきちっと上がっていくシステムにしていただけたらと思います。家でみるというのは本当に大変です。施設に入れてみていただければ、お金さえあつたら幸せなことだと思いますけど、そういうお金をかける生活はやはりなかなか。今はすてきな施設がいろいろありますしね。とにかく施設に預けるということはお金がかかるということは頭においています。

委員長：その辺りですよね。

岩倉市にサ高住はありますか。

事務局：あります。

委員長：どんな利用のされ方をしていますか。

事務局：サ高住は2か所ありまして、1か所はデイサービスと併設していて、もう1か所は訪問介護の事業所と併設している状況ですが、入所の状況になるとなかなか市では難しいところがあるというのが実情です。

委員長：本来、住宅ではあるかもしれないけれども、ある意味いろいろな事情を抱えてそこで暮らしている、あるいは預かって頂く家族に対するということであるならば、ここに自治体はどのように関与していくのか。あるのは知っているけれどわからないで済む話ではないです。

委員：目標だけに終わらずにこれが少しずつ実践できるような施策の方向があるといいなど見ていたのですが、これをどういうふうに捉えられているのか。例えば3番目の「見守りネットワークと支え合いの体制づくりの取組」について、どうなったからどうなったのかというのはどういうふうに思っていますか。

委員長：3年ごとというのはとても短いわけですよ。一応こうして計画をつくっていくということは、事業項目を挙げて事業をやって、それがどこまでどういう形で実践されて、どの程度達成されて、達成に基づいて次のステップというようになっているのかということをおっしゃっているのだと思う。この計画自体が介護保険だけではなくて高齢者保健福祉計画との一体計画なんですね。介護保険事業計画だけなら、どれくらいのサービスでという話ですが、高齢者保健福祉計画も加味されているから、3つの目標という話になって、この効果測定というのはなかなか3年ではでてこないし、それ自体をやりながらこの計画の実効性を高めていけるわけではないというのは、おっしゃるとおり極めて難しいところなんですね。ただ、岩倉市の場合は事業自体もそれぞれの期によってどういうふうやってきたか報告を受けながらきていますので、すべてではないけれども、どんなふう展開されているのかということとつなげていってほしいとは思いますがね。

委員：私も将来的には子どもに迷惑をかけたくないので施設にと考えていますが、アンケート結果もそういう形だと思います。入るための施設と、とりあえず入るだけのお金があつてあとは年金があつたらそれで支払っていけそうだなと話していますが、実際に人材確保というのはスムーズにいったいない、人材確保に苦労しているということはないですか。

委員：花むすびという新しい特別養護老人ホームを平成 28 年に開設したのですが、80 名定員でやっこの6月に80名受けられる体制ができました。やっこのというのは、人材育成、人材の確保、定着というのが本当に大変でした。広告の費用とか、人材紹介の費用もありますし、本当に1人増やすのに苦労して、今いる職員を大事にして育ててというのは本当に大変です。人材の確保というのはいつも計画に載せられていますが、本当に大変な課題だと思っているので、岩倉市さんと連携しながら、いい結果が出せるような形になれば岩倉市の福祉の雇用にもつながっていくなと思っています。

委員：最後の方に人材の確保について書いてありますが、漠然としたことだと思います。実際に人材確保をどうやってしていくのか。2040年には5人に1人は福祉医療関係に携わるということらしいですから、その確保となると本当に大変だと思います。

委員：給料の問題ですね。生活できない、結婚ができないというのが調査でも出ていますよね。それは国もたぶんわかっている、そこをなんとかすれば人材確保もできるんじゃないかと思っています。

委員：国として職員の給料改善というのは挙げていて、それ以上の加算というのもあるのですが、その加算を出すにあたって、こちらから増やしたのを施設の収入から減らす。施設に入ってこない。結局、国はお金を出せない。たくさん出さないために介護にならないように頑張りましょうというのが政府の方針だし、施設に入るとお金がかかるから家で介護しましょうというのが基本の方針。職員に給料を払うようにしなさいと言っているけれども、施設にどうしてもお金がかかってしまう。いいサービスを提供しようと思うと職員はたくさんいないといけない。特養の最低基準の人数体制では良いサービスは提供できない。自分の親を預けられると思えない。そう思ったときにもうちょっと職員を入れないといけないとなったら、施設の方のお金も目減りしてしまう。本当にきびしい。入居者さんのサービスも上げたい、施設も維持していかなくてはいけない、職員にも給料を払いたい。もっとたくさんお金をくれば良いのですがむずかしいですね。

委員：結局、安くやっっていくのに限界があるんですね。

委員：そうです。お金の限界がある。

委員：先ほどおっしゃったように、反対する人もいるけど保険料を上げることもやらないと。ここ1年とかで済むことではないので。

委員長：日本の介護保険の場合は保険料だけでなく税が半分入っています。公的介護保険ですから、もっととれるところからとって、税の負担をきっちりやるというのも一つの方策だったと思うんですね。つまり、税のところで補てんして、この50%の部分を増加させていくことによって保険料を抑えることだってできなくはない。でも、税制改革ができない政府なのでこれはやらないでしょうね。このところを勘案しながら、人材をどう養成して確保していくか。私たちができる話ではない。この計画の中にはきちんと実情を入れて、訴えておくということしかできないかもしれません。

委員：家族の介護と仕事の介護は全く別物です。その違いだけでも発信していくいろいろなことが変わってくるのではないかと思います。1日24時間体制で、いつ終わるのかわからないという家族の介護と、1日8時間で週に2日休みがある仕事の介護は全く別物です

ので、そこをいろんな人に伝えるだけでも介護の仕事の魅力というのは伝わっていくのではないかと思っています。

委員長：今日はここまでにさせていただいて良いでしょうか。どうもありがとうございました。次回は11月30日の午後からになりますので、よろしくお願いします。